

「第3次宮崎県動物愛護管理推進計画（素案）」
パブリック・コメントの結果について

1 実施と結果の概要

- (1) 実施期間 令和2年12月9日（水）から令和3年1月8日（金）まで
(2) 提出者数及び件数 18名（個人18）
72件（同趣旨の意見については同一項目内で整理する）

2 提出された意見の区分ごとの項目数

- | | |
|---------------------------|-------|
| ○ 第1章 動物愛護管理推進計画の考え方に関する事 | 7項目 |
| ○ 第2章 課題と具体的な取組に関する事 | 48項目 |
| ○ その他 | 3項目 |
| | 計58項目 |

「第3次宮崎県動物愛護管理推進計画（素案）」に関する県民意見募集結果について

「第3次宮崎県動物愛護管理推進計画（素案）」について、令和2年12月9日（水）から令和3年1月8日（金）までの間、県のホームページ等を通じて、県民の皆様から御意見を募集してまいりました。

この結果、18名の個人から計72件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

なお、同趣旨の御意見につきましては、同一項目で整理しており、58項目に分類させていただいております。御意見の趣旨及びそれに対する県の考え方は、以下のとおりです。

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方に関すること

【1 計画策定の趣旨】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|-------------------------------------|---------|--|----|
| 1 | 繁殖・販売に供されている犬猫等の動物も本計画の対象に加えるべきである。 | | 本計画では、純粋な野生動物を除いた、人の占有に係る動物を幅広く対象としています。 | 1 |

【4 計画の基本方向】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---------|---|----|
| 2 | 「動物愛護の普及啓発と定着」と「県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築」を図るにはもっと具体的な施策を講じるべきである。 | | 第1章のパートは、動物愛護管理推進計画の考え方を示すものであり、具体的な施策については、第2章の課題と具体的な取組で記載しております。 | 1 |

【 5 関係者の役割】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|--|----|
| 3 | <p>【（３）市町村の役割】</p> <p>住民からの動物に関する相談に対して、市町村が親身に対応できるよう、県はもっと市町村に働きかけを行うべきである。</p> | <p>今まで、市町村は役割をはたしているとは思えず、個人で取りくんでいる方の行動を無駄にせず、支援してほしい。また、殺処分「ゼロ」を目指すには真剣に取り組んでほしい。</p> | <p>市町村との役割や連携に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えます。</p> | 1 |
| 4 | <p>【（６）警察の役割】</p> <p>虐待対応として、警察に対する法内容の周知や連携を図るべきである。</p> | <p>警察に通報をしても明らかな虐待を放置される事例があるため。</p> | <p>警察との連携に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えます。</p> | 1 |

【 6 宮崎県の動物愛護管理の現況】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---------|--|----|
| 5 | <p>【（１）動物愛護管理関係指標の現況】</p> <p>攻撃性理由とした犬猫の殺処分にあたり、保健所職員だけでなく、愛護団体等の第三者の判断も仰いだ上で、その攻撃性を見極めるべきである。</p> | | <p>譲渡適正の判定については、環境省の適正譲渡ガイドラインの項目を参考に基準を設け、複数人により公平に判断しています。</p> | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|---|----|
| 6 | <p>【（２）動物愛護管理施設の現況】</p> <p>みやざき動物愛護センターの認知度を向上させるため、メディアへの露出を強化すべきである。</p> | <p>平成29年4月に設置されてから約3年、みやざき動物愛護センター自体の存在をご存じない宮崎県民がまだまだおり、もっとあたりまえに、この施設を知っていただき、県民が足を運ぶ場所になるための普及方法が求められると思うため。</p> | <p>動物愛護管理関係情報提供機能の強化に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 1 |
| 7 | <p>【（２）動物愛護管理施設の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所と連携する必要はなく、都城、日向動物保護管理所について動物愛護センター化し、動物愛護センターで責任もって行うための検討をすべきである。 ・県北にも動物愛護センターが必要である。 | | <p>各動物保護管理所については、愛護の観点から踏まえ、機能を備えるよう随時改修工事を行っております。現状において、県内の動物愛護管理体制を推進していくためには、関係法令を所管する保健所と動物愛護センターの連携は不可欠と考えています。</p> | 2 |

第2章 課題と具体的な取組に関すること

【1 動物の飼養者等による適正な飼養管理の普及啓発】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|--|--|----|
| 1 | しつけ、病気、不妊処置等の飼育教室の開催と飼養者の受講義務化を推進すべきである。 | リーフレットによる促し程度では正しい知識と責任を得ることは難しいと思うため。 | 本計画において、義務化等の規制を設けることは出来ませんが、必要性について広く啓発してまいります。 | 1 |
| 2 | 犬の屋内飼育が推進されるよう、行政が飼い主に対して啓発、教育や意識改革を行うべきである。 | | 飼い主等の啓発、教育に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。 | 1 |
| 3 | 犬猫の飼養の有無に関わらず、全県民がマイクロチップのメリットが分かるよう積極的に発信すべきである。 | 動物病院以外でもマイクロチップとはどういうものなのか、埋め込む方法や費用について、知りたい人・興味がある人だけが知るのではなく、犬、猫を飼っていない人でも、マイクロチップのメリットを知ることができるようにしてほしいため。 | マイクロチップ装着に係る啓発に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。 | 1 |
| 4 | 立ち寄った先で必ず目に留まるよう啓発リーフレット等の配布先を広めるべきである。 | リーフレットが置かれているのを見たことがなく、SNS以外でも県民の目に留まる施策を積極的に進めてほしいため。 | 動物愛護管理関係情報提供機能の強化に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。 | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---------|---|----|
| 5 | <p>保護犬、保護猫など保護動物の飼育者を除き、ペット税の徴収を義務づけるべきである。また、違反者には罰金を科すべきである。</p> | | <p>本計画は、法律及び国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して定めるものであることから、現行の法令規定等を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。</p> | 1 |

【 3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|--|--|----|
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師を目指す学生がボランティア活動に参加できるように体制整備を行うべきである。 ・ 動物愛護関係ボランティアとして、大学生の活用を進めるべきである。 | <p>ボランティア活動についても大学にも募集をかけたたり、大学生に対してミルクボランティアを育成することで、離乳前の保護犬猫の殺処分数も減少が見込めるため。</p> | <p>動物愛護推進員及びボランティアの活用拡大に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 2 |
| 7 | <p>広報など早急に行い、ボランティアの育成、推進員を増やして活動すべきである。</p> | | | 1 |
| 8 | <p>動物愛護推進員の委嘱や制度の周知にあたり、もっと積極的に広報を行うべきである。</p> | <p>「動物愛護推進員」という重要な役割でさえ、県民に周知がされていないのが現状だと思うため。</p> | <p>動物愛護推進員の周知に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 1 |

【 4 犬及び猫の引取り業務の改善と終生飼養の推進】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|--|----|
| 9 | <p>ペット飼育者は、様々な理由などから飼育困難となる場合があるため、ペットにとって終生飼養となるよう、代替りの飼育者を探すこと等を原則として義務づけることを目指すべきである。</p> | <p>ペットの飼養者にはその生命を保護し養育する義務があると思うが、その義務は、「ペットが寿命を全うする」までであるのであって、飼育不可能となった際に、代替りの養育人を立てておくことも義務のうちであると思う。譲渡人が決まっていれば、義務を果たせなくなつた後であっても、ペットの生命が脅かされる機会は減少するのではないかと思う。</p> | <p>本計画において、義務化等の規制を設けることは出来ませんが、必要性について広く啓発して参ります。</p> | 1 |
| 10 | <p>譲渡会など開催してもらいたい。</p> | | <p>譲渡会の実施に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 1 |
| 11 | <p>高齢者の動物飼育支援について進めていくべきである。</p> | <p>高齢者が動物を飼育する事での問題点もあるが、支援をすることで、高齢者への安らぎをあたえたり不安をとりのぞければ、助かる動物の命もあるため。</p> | <p>高齢者の動物飼育支援に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---------|--|----|
| 12 | <p>高齢ペット飼養者等がペット飼養相談できるよう相談所を行政が作り、行政と動物愛護団体と民間で連携して相談解決できるシステムを作るべきである。</p> | | <p>高齢者の動物飼育支援に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えています。</p> | 1 |
| 13 | <p>助言だけでなく地域の動物病院やペットショップ、ボランティアなどと提携し犬の散歩代行や動物病院受診支援等の具体的支援すべきである。</p> | | <p>本計画は、本県における動物愛護管理に関する行政の基本的方向等を示すものです。そのため、高齢者のペット飼育支援の詳細については、関係機関・団体と連携しながら、個別に定め、実施していくこととしています。いただいたご意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> | 1 |
| 14 | <p>「みやぎドッグ愛ランド」で犬猫介護用品のサンプル展示や紹介を行い、終生飼養の推進を図るべきである。</p> | | <p>行政という立場上、特定の企業を紹介するような対応は困難と考えます。</p> | 1 |

【 5 譲渡の推進 】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|---|----|
| 15 | 保護動物が温かな家族の元に譲渡されるよう適正譲渡を行うべきである。 | 私の住んでいる地域には捨てネコが多く、たくさん毒殺もされてきた。 | 適正譲渡に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 16 | 犬猫を飼おうと思った時に保護犬猫の飼養を思いつくよう譲渡会や『みやざきドッグ愛ランド』の周知拡散をもっと行うべきである。 | <p>今はまだペットショップが闇であることはあまり知られていないから、まずペットショップに向かってしまう現状があるため、犬猫を飼おうと思った時に「ペットショップより譲渡会、『みやざきドッグ愛ランド』なら毎週日曜日」等と、すぐ各譲渡会を思いつくような周知、情報の拡散に力を入れて欲しい。</p> <p>飼い主のいない犬猫、可愛い子猫達が待っていることを知れば、譲渡会に足を運ぶと思う。</p> | 譲渡会や『みやざきドッグ愛ランド』の周知に関する御意見の趣旨については、計画の中に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|-------------------------------------|---------|--|----|
| 17 | 国内で飼育可能なペットについて、飼育者への免許制度を導入すべきである。 | | 本計画は、「法律及び国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して定めるものであることから、現行の法令規定等を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。 | 1 |

【 6 飼い主のいない猫対策の推進】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|--|--|----|
| 18 | <p>「無責任な」⇒「マナーを守らない」に 「責任の自覚」⇒「社会的なマナーを守ること」に修正すべきである。</p> | <p>普段の活動で、「無責任な餌やり」という言葉で、餌を与える人への攻撃につながってしまっているのでは、と感じることがある。中立的な立場であるべき行政が、餌やりを認めず、苦情ばかりを優先しているという意見もあることから、もっと柔軟な表現で、融和的な地域猫活動の普及へとつなげるべきではないか。</p> | <p>どのようなことに対しての責任であるか等の記載が明確でなかったため、以下のように改めさせていただきます。</p> <p>「無責任な」⇒「周辺の影響に対する配慮や地域の理解を欠いた無計画な餌やり」</p> <p>「責任の自覚」⇒「給餌を行う上での適切な管理に対する責任」</p> | 1 |
| 19 | <p>行政の支援する地域猫対策の対象に公共施設の敷地内や公園等に生息する猫が含まれてないのであれば、含めるべきである。</p> | | <p>県の支援する地域猫対策において、公共施設の敷地内に生息する飼い主のいない猫も対象として含まれています。</p> | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|---|----|
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫の不妊去勢手術について無料でできるよう行政が支援すべきである。 ・行政の支援による飼い主のいない猫対策や地域猫活動を全県下に広めていくべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域猫活動」が普及されてきていても手術代が確保されなければ不幸な命は後を絶たないのではなにかと考えるため。 ・現在、殺処分にされる猫たちを一匹でも減らすために、地域猫対策が急務と思うため。 ・一個人でする活動の弱さを痛感しているため。 ・表に出てない以外にたぐさんのノラ猫を近所で見かけると、個人ボラボランティアの方が、自費で手術している方もいるため。 ・地域猫対策をうまくやるためには広報啓発ボラ猫ボランティアの育成、地域猫対策の説明や指導など、行政とボランティアと、民間がうまく連携しなれば作っただけでは意味がないもののため。 | <p>飼い主のいない猫の対策や地域猫活動に関する御指摘の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。</p> | 7 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|--|----|
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主のいない猫対策の推進のため、広報啓発や公民館長さんへの説明や指導を十分に行うべきである。 ・ 地域猫活動に関する地域への理解促進を早急に市町村と連携して行うべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野良猫の問題で困っている方に「餌をやらないで」ではなく、せめて地域猫対策のことを伝えていただきたいため。 ・ 不妊去勢を行っているものの、地域の人には、わからず、無責任な餌やりと思われる所があるため。 | <p>飼い主のいない猫の対策や地域猫活動に係る市町村等との連携に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。</p> | 2 |
| 22 | <p>地域猫対策や動物愛護事業の推進にあたり、ボランティアとの連携を積極的に行うべきである。</p> | <p>我々は問題意識があり、個人個人では解決できないことが分かっている中で、集まった仲間達と共にボランティアをしていく。そして行政の協力無しではノラ猫問題は解決しないことも心底分かっており行政と争うことなく対立することなく、連携しあって理想の地域を目指し、トラブルを少しでも減らしたいため。</p> | <p>飼い主のいない猫の対策や地域猫活動に係るボランティアとの連携に関する御指摘の趣旨については、既に計画に盛り込まれているものと考えます。</p> | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|--|--|----|
| 23 | 飼い主のいない猫対策の推進にあたり、市町村と愛護団体との間の連携を図れるよう体制構築すべきである。 | 今まで、数回市へ陳情してきましたが、「人と動物が真に共生する地域社会」は難しい事であり、これから、市町村と愛護団体が共に歩んでより良い地域社会が構築される事を願うため。 | 飼い主のいない猫の対策や地域猫活動に係る市町村やボランティアとの連携に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます | 1 |
| 24 | 飼い主のいない猫対策の推進にあたり、高齢者が多い地域では滞ることがあるため、身近に愛護団体の相談窓口を設ける等対策に協力する動物愛護団体との連携を図るべきである。 | 高齢者の方が多い地域の場合、もし餌場を失ったら個人の力で救済するには難しいものがあるため。 | | 1 |
| 25 | 早急に、市町村とどうぶつ基金が提携して地域猫対策に取り組んでいただきたい。 | 実行までに時間と手間がかかるので、いち早くどうぶつ基金と提携し、本当に困ってる人達の問題を解決していただきたい。まずはノラ猫の出産を止めなければ、不幸な動物が増えて、人のトラブルも減ることはない。 | 行政等が支援する飼い主のいない猫対策のあり方に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|--|---|----|
| 26 | <p>「地域猫を皆で見守りましょう。餌をあげたら片付けましょう。」という看板を掲げ、県民にもさくらねこ、地域猫を広く周知し、動物愛護の問題ではなく、地域の、社会の問題として受け入れ、共に生きる体制を整えて欲しいです。</p> | <p>野良猫は過酷な生涯であり、地域で見守り、可能なら家庭へ譲渡するという流れを構築して欲しいため。</p> | <p>飼い主のいない猫対策の推進に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。</p> | 1 |
| 27 | <p>モデル地区による地域猫への取組をさらに推進すべきである。</p> | <p>愛媛県の青島のように「猫島」で観光客が急増した例もあり、地域活性化や地域住民の参加を促進する効果があると思うため。</p> | <p>愛媛県青島の事例では、地域活性化等の明るい効果がある反面、観光客の餌やりによる無秩序な繁殖や生環境の悪化につながる恐れがあるため、取組の是非については、慎重に判断すべきと考えます。</p> | 1 |

【 7 学校教育との連携 ～いのちの教育等の拡充～ 】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|--|----|
| 28 | 動物に対する責任、適正な飼養を普及させるためにいのちの教育をすすめるべきである。 | 私の住んでいる地域には捨てネコが多く、たくさん毒殺もされてきた。 | いのちの教育に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 29 | 学校飼育動物が不適正な飼養環境下におかれないう獣医師や動物の専門家を派遣し、適正な飼養管理のための助言、指導を行うべきである。 | 今の学校現場は、先生達がクラブ活動など教育以外のことで人手不足と聞いているので、愛護センター及び獣医師、動物に詳しい人材、ボランティア等の派遣を行い、「いのちの教育」、又は「動物愛護教室」で、子供達と学校の動物達が幸せに過ごせる環境を整えて欲しい。予算をかけた、手厚く教育出来れば、一番良いと思う。 | 県内において、学校で飼育される動物の数は年々減少傾向にあります。不適正な飼養環境下におかれないう、動物への責任意識の自覚を促すこととして、原案のとおりとします。 | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|--|----|
| 30 | 子どもたちへの教育にあたり、動物との関わりや責任の中で、目に見えない背景にも思いをめぐらすことのできる思考を持ち、子供達に動物との関わり方、動物への責任について教育ができるよう、獣医師や動物の専門家からの「いのちの教育」、「動物愛護教室」等の履修環境を整えるべきである。 | ペットショップから動物たちを迎える場合、その動物たちの親たちがどのような環境にいるのか？（不適切な飼養環境で繁殖をされていないか？）ということや口にする肉や牛乳など、どのような過程を経ているのか？等、目に見えない背景にも思いをめぐらすことのできる思考をもてるよう表面的なことだけではない教育をお願いしたい。 | 「いのちの教育」、「動物愛護教室」に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 2 |
| 31 | 児童期に動物愛護教育を受け損ねた現在の大学生等に対しても「いのちの教育」の受講機会を設けるべきである。 | まだ、動物愛護の普及啓発が始まる前に大人になってしまう現在の大学生にもその機会を設けることが必要と考えるため。 | 「いのちの教育」に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |

【 8 動物愛護団体との連携と支援】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|--|----|
| 32 | 動物愛護団体等への支援を必ず行うべきである。 | | 動物愛護団体等への支援に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 33 | 動物愛護団体等との連携、支援だけでは具体性に欠くため、具体的な内容を明示すべきである。 | 計画案として、もっと具体的に、いつまでに、どのようなことを明示しなければ、ただの検討だけで終わってしまいうのではという懸念をぬぐい去れません。 | 本計画は、本県における動物愛護管理に関する行政の基本的方向等を示すものであるため、動物愛護団体等との連携、支援の詳細については、県内の動物愛護管理体制の状況を踏まえ、個別に定め、実施していくこととしています。 | 1 |
| 34 | 地域猫対策に取り組んでいるボランティアに、地域猫に使用する動物用医薬品の支援をするべきである。 | 登録されている地域猫を管理するボランティアに、動物由来感染症の観点からもノミ、ダニの駆除薬の支援をお願いしたい。 | 動物愛護団体等への支援に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれていますが、動物用医薬品の適用等については、個別に判断していくものと考えます。 | 1 |

【 9 多頭飼育問題や虐待等不適正な飼養への対応】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|---|----|
| 35 | 動物の遺棄が多い場所へ防犯カメラの設置を行うべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示だけでは遺棄も虐待も減らず、警察を動かすには、監視カメラによる証拠が必要であるため。 ・個人でお願いしてもなかなかしてくれないため。 | 動物の遺棄への対応に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれていますが、カメラ設置については、個別に判断していくものと考えます。 | 2 |
| 36 | 動物の生きる権利という概念を小学校・中学校の道徳の授業で導入すべきである。 | 動物虐待が児童虐待と同様、残酷で弱い立場の存在を深く傷つける、あってはならない行為であることを理解してもらうには、やはり「animal rights」の考えを、ペットの飼い主だけでなく、すべての人間に普及させる必要がある。そのことが、動物遺棄・虐待に対して厳しい姿勢で挑み、摘発につながるのではないかと考えられる。 | 動物虐待への対応やいのちの教育に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 37 | 遺棄・虐待の通報があった場合に、動物を一時的に保護する場を設けることを将来的に検討すべきである。 | | いただいた御意見について、今後の業務の参考とさせていただきます。 | 1 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---------|--|----|
| 38 | 動物虐待に関して、住民が虐待を見分け通報できるよう、明確な基準を掲示物やSNSで周知すべきである。 | | 基準については、国が飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性等があると考えられる事例について整理しています。このため、一定の基準を示すことはできると考えますが、それを示すことにより、トラブルを招くことも想定されますので、関係機関・団体と協議を行い、慎重に対応したいと考えます。 | 1 |

【10 動物取扱業者の適正化】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|---|----|
| 39 | 販売時には「犬猫は家族、屋内で終生飼養する。」という署名をさせ、「犬は家族、命である。」という考え方の人に譲渡することを徹底すべきである。 | | ペット販売時の説明事項等に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 40 | 動物取扱業の施設への巡回と指導に当たっては、抜き打ちで実施すべきである。 | 巡回指導日を予告してしまうと、その日に合わせて、清掃をしたり、病気の犬猫は他店に移動したり、衛生管理を適正にしているように見せかけてしまうため。 | 本計画は、本県における動物愛護管理に関する行政の基本的方向等を示すものであるため、動物取扱業者の監視指導の詳細については個別に定め、実施していくこととしています。 | 1 |
| 41 | ブリーダーによる管理動物の不適切な交配が行われ、多頭飼育崩壊が起きないように飼養管理を徹底させるべきである。 | | ブリーダーの適正な飼養管理に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 42 | ブリーダーについて、免許制を導入すべきである。 | | 本計画は、「法律及び国の基本的な指針」に即して定めるものであることから、 | 1 |
| 43 | <ul style="list-style-type: none"> ・国で先延ばしになってしまった数値規制を宮崎県だけでも先に取り入れるべきである。 ・愛護団体が提案している数値規制を宮崎県だけでも先に取り入れるべきである。 | 国ほどの法的拘束力が無くても、「宮崎県では緩い規制での飼育環境は許さない。」といった対応を示すだけで、ペット業界は今後の飼育環境について考えてくれる可能性がある。 | 現行の法令規定等を超える個別の規制内容や義務づけ等を盛り込むことはできません。 | 2 |

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|--|--|----|
| 44 | 動物取扱責任者の資格要件として、ペーパー試験を設ける、過去に動物虐待で起訴された者は資格を与えないなど、動物たちを守るような意味のある資格とすべきである。 | 研修会場に行けば資格をとることができるほど容易であると聞いており、最低限、動物たちを守れるような意味のある資格として欲しいため。 | 動物取扱責任者の資格要件については法令により定められるものであるため、本計画で盛り込むことはできません。 | 1 |

【11 特定動物・産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|---|---|--|----|
| 45 | <p>宮崎県は畜産県であるので、産業動物に対してのアニマルウェルフェアを徹底すべきである。</p> | <p>・狭い場所に閉じ込められて、辛い一生を終える鶏・豚・牛の現実があり、今はSNSで色々な情報、残酷な画像や映像がすぐに入り、拡散されており、食肉について考える人は、今後、増えていくと思う。動物達に優しい、付加価値で勝負する畜産業者を、宮崎県は応援・支援して欲しいと願うため。</p> <p>・畜産県であるからこそ、アニマルウェアへの配慮をお願いしたい。配慮のもとでの畜産物、動物実験を行っていない商品等の特産品として欲しい。またアニマルウェアの推進や、動物愛護にかかわれるふるさと納税を市区町村で設けていただければぜひ寄付させていきたい。</p> | <p>アニマルウェルフェアに関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。</p> | 2 |

【12 動物由来感染症対策】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--------------------------------------|--|--|----|
| 46 | 人への動物由来感染症感染防止の観点より、保健所に犬猫を置くべきではない。 | 保健所の犬猫とは？動物管理所ではなく、保健所に犬猫がいるのか。動物由来感染症を問題にしているのに保健所で動物を扱っているなら大問題。保健所とセンターは人も別、犬猫も別にすべきではないか。感染の危機はあるのではないか。 | 保護動物は、保健所内で人が利用する場所と完全に区画した場所に保護動物専用の施設を設け、飼養管理している上、適切な手洗い等感染防止対策に努めており、保健所来庁者への動物由来感染症の感染の心配はございません。 | 1 |

【13 災害等非常時対策】

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---------|--|----|
| 47 | 災害時、ペットと同行避難できる避難所を多く開設すべきである。 | | ペット同行避難所の開設に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 1 |
| 48 | ペット同行避難できる避難所の設置拡充とテレビやSNSを利用した動物同行可避難所の周知をすべきである。 | | ペット同行可避難所に関する御意見の趣旨については、計画に盛り込まれているものと考えます。 | 2 |

その他

| No. | 意見の概要 | 主な意見の理由 | 県の考え方 | 件数 |
|-----|--|---|--|----|
| 1 | 改修工事はどのような場所なのか等日向動物保護管理所の機能をもう少しくわしくききたい。 | | 当初は、犬抑留所としての役割で徘徊犬を抑留する施設として設置されていましたが、近年は保護犬猫をできるだけ譲渡につなげられるよう、動物愛護の観点も踏まえた施設改修工事を行っています。 | 1 |
| 2 | ネコは保護してもらえるのでしょうか？ | | 自活できない離乳前の子猫や負傷してそのままでは生存が困難な猫については、地域を管轄する保健所や動物愛護センターで保護を行います。 | 1 |
| 3 | 犬猫の殺処分にあたり、誰が見ても正当な理由であるかを公開することは可能でしょうか。 | 尊い命を殺処分した理由を、1匹1匹公開することで、県民に求めている動物に対する社会的な責任を自覚する基盤が形成されると考えるため。 | 譲渡適性の判定については、環境省の適正譲渡ガイドラインの項目を参考に基準を設けており、公文書開示請求にも対応しております。御提案も参考に、県民への動物愛護管理の共通理解の形成を図りたいと考えます。 | 1 |